

’05年秋季シンポジウムで「税理士法」を“検証”

吉月・祝・連

Feb.15.2006 No. 143

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン401
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146

No.143 FEB.15.2006

Contents

2005年 秋季シンポジウム — P.3~11

統一テーマ 「税理士法」



シンポジウム開会挨拶
石井会長

- ◇実行委員長あいさつ ————— 神奈川青税 城田英昭 — 3
- ◇東京「税理士の使命とあるべき姿」———— 坂本恵子 — 4
- ◇埼玉「税理士の権利と義務」———— 田村雅幸 — 5
- ◇千葉「補助税理士」———— 雨宮誉夫 — 6
- ◇名古屋「税理士の義務」———— 田口裕恭 — 7
- ◇岐阜「税理士法の歴史」———— 清水 靖 — 8
- ◇近畿「税務代理の本質」———— 岡本 宰 — 9

■懇親会アルバム ————— 10~11

■主催単位会の一員としての参加記 ————— 神奈川青税 大沢優子 — 10~11



シンポジウム受付と
司会のお二人

韓国税務士考試会訪問記 — 12~13



法対情報 ————— 法対策部長 川崎賢二 14~15

本の紹介

北野弘久日大名誉教授著
「税法問題事例研究」————

静岡大学教授
小池幸造 16

全青税ホームページアドレス <http://aozei.com>

2005年 秋季シンポジウム

統一テーマ 「税理士法」 横浜で開催



2003年、私が神奈川青年税理士クラブの代表幹事であった年に、2005年の秋季シンポジウムの神奈川開催を、独断で決定しました。そんな责任感から、昨年の研究部長を経て、本年実行委員長に就任しました。

昨年研究部長であった年に、開催場所を横浜の「新横浜プリンスホテル」に決定したのですが、皆様もご承知の通り、西武グループの不祥事が発覚したため、一時は開催場所の変更を余儀なくされたところでした。しかし、何とか予定通り同会場で開催出来る事となり、ほっとした事を覚えています。

その後全青理事の皆様にご審議を頂き統一テーマを「税理士法」としました。この統一テーマについては、本来秋季シンポジウムは、制度問題を各単位青税が研究発表する場であるという、私自信の概念に基づき迷うことなく決定しました。また、各単位青税のテーマについては、昨年的小串実行委員長の手

秋季シンポジウムを終えて

秋季シンポジウム実行委員長 城田英昭

法を参考にさせて頂き、各単位青税に自由に考えて頂く形になりました。

しかし、「税理士法」を題材に発表を考えた場合、テーマがかなり絞られてくるのではないかだろうか、という懸念が沸き起り、はたして各単位青税重複することなく決定するのか心配でしたが、蓋を開けてみれば、そんな心配も何とやら、各単位青税共に、バラエティにとんだテーマを選定して頂きました。

今回の秋季シンポジウムは、例年と比べて申込人数が多くありません。これは、あまり動員にこだわらず、参加人数を重視したかったからです。会員が減少傾向にある今日、無理なく開催出来る秋季シンポジウムを行

う事により、今後も永く続いくのではないかと考えます。

懇親会については、あまり多くは語りませんが、ご参加頂いた皆様には、充分満足頂けたと自負しております。

最後に、2005年秋季シンポジウムにご参加頂いた全青会員の皆様に、心より御礼申し上げると共に、ご協力頂いた半田事務局長をはじめとする、神奈川青税の精鋭部隊に感謝の意を表したいと思います。

2006年は、次期押田実行委員長率います千葉青税が、千葉にて開催致します。女性の実行委員長ならではの、華やかな秋季シンポジウムに期待しております。



東京青税

税理士の使命とあるべき姿

テレビ番組形式で親しみやすく
わかりやすくモットーに発表

坂本恵子



平成17年11月13日、新横浜プリンスホテルにて開催された秋季シンポジウムに参加させていただきました。私は青税に入会して2度目のシンポジウムになります。昨年の初参加では、シンポジウムのメンバーに入れさせて頂いたものの、ただ右往左往しているばかりで、すべてにおいて考え振り返る余裕もなく、発表まで駆け足で終わってしまったという状況でした。その反省もあり、昨年終わった時点で「来年はもう少しがんばりたい。」という思いがあり、参加させていただきました。

今回の東京のテーマは「税理士の使命とあるべき姿」でした。論文全体の構成、各章の内容について当初からかなりの時間をかけていました。みんなで何度も事務局に集まり、打ち合わせ後に予定していたお疲れ様の一杯も棚上げとなる時間まで、意

見交換が活発に行われていました。発表の準備に入ってさらに熱が入り、シンポジウム前日遅くまで台詞合わせは続きました。東京の発表形式は昨年に引き続いだテレビ番組形式で皆さんに親しみやすく、わかりやすく発表者一人一人ががんばっていました。



シャウプ役にSさん

私は青税に入り、シンポジウムに参加させていただけたことで、みんなとともに学ぶ楽しさに出会えました。普段は実務に携わるだけで、恥ずかしながら合格し登録したときに頂いた「税理士法」の本もそのままだ

ったのですが、今回のシンポジウム参加があったからこそ本を紐解き、税理士法1条を学ぶ機会を持つことができました。税理士は「税務の専門家」として「納税者の代理人として納税者の権利を擁護すること」を背負う使命があると学んだことで「税理士」の重さを改めて感じたときでもありました。

昨年、来年も参加したいと思って迎えた本年でしたが、今後もシンポジウム参加を通して学ぶ多くのことに触れたいと思い、さらにシンポジウム参加の仲間が増えていくことを願っています。

最後になりましたが、シンポジウムに参加された各単位会の皆様、そして今回、企画・設営・運営をされた神奈川青年税理士クラブの皆様、お疲れ様でした。本当にありがとうございました。



たけし役&コメンテーター役のYさん、Kさん



全国青年税理士連盟 2005年秋季シンポジウム

埼玉青税

税理士の権利と義務

準備から発表まで……

田 村 雅 幸

埼玉青税の研究部長の田村です。過去参加した2回の記憶を頼りに、諸先輩方のアドバイスを参考にしながら、この私が中心になって、埼玉の秋季シンポの準備は7月末からスタートしました。この準備段階の話をご紹介しようと思います。

準備期間はたっぷり、原稿執筆人数もここ数年のシンポメンバーからグッと増やして8名ほどで確保し、今年こそは念願(?)の寸劇形式での発表をやろうと心に“ゆるく”誓いました。しかし、今年のテーマは税理士法、いかんせんマイナー(一般的には….)なテーマ。普通の書店では参考文献が入手できず、準備期間の大半は資料集めに費やしてしまいました。その結果、原稿の仕上がりはぎりぎりでした。でも、これは予定通り。

原稿ができれば、次は発表方法の検討。脚本家に心当たりはなかったので、自分でシナリオを考えようと思っていたところ

ろ、じっくり考えている時間が確保できず(言い訳)、ここ数年の埼玉青税の発表方法と同じパワーポイントを利用した形式に落ち着きました。

発表方法が決まって一安心と思ったら、次は発表者を誰にするかという難問を忘れていまし



た。人数や役割の細かいことまで考えていなかったので、発表方法の詳細を詰めながら、それと平行して秋季シンポ参加予定者の中から数名に協力を依頼し、快諾していただきました。ここまで、準備の8割は終了したと思いました。が、後からこの考えは甘かったことがわかりました。

いよいよ準備も終盤、発表内容を決めれば、もう準備は終了



というところまできました。この内容さえ決めれば、台本を整えてパワーポイントの画面を作れば良いだけ、と考えていましたが、ここでも苦戦。この部分は某O氏の献身的な協力により、なんとか準備を整え、本番1週間前のリハーサルで形になりました。この頃、妻の病気や帰宅が12時を越え1時や2時という状況でしたが、周囲の協力で無事乗り切られました。

そして、シンポ当日。1時間前に集まり直前に練習するつもりが、ゆったり昼食を食べてしまい、打ち合わせもそこそこで切り上げて会場入り。予想よりも早く控室に呼ばれ、シンポ初体験の発表メンバー2名(Y氏&K氏)を中心に緊張しながら、いざステージへ。

始まってしまえば、あとは何とかなる!との信念(?)どおり、(主觀としては)無事終了。ただ、最後にメンバー紹介をした時に、裏方で活躍してくれたO氏を紹介し忘れてしまいました。ごめんなさい。

最初から最後まで関わってみて、シンポの準備や発表に参加する人を増やして「自分たちの」シンポとして参加する人数をもっと増やしたいと思います。来年こそは、寸劇???



千葉青税

補 助 税 理 士

米国TVドラマを模し
映像と音響を駆使したが……

雨宮 誉夫

今年入会し初めてシンポジウムに参加させていただきました。当初はどんなシンポジウムになるのかと傍観するつもりでしたが、幹事会に出席し、メールのやり取りをみていると傍観だけでは済まされなくなりました。発表は寸劇方式で行うとの事で理由は真面目な発表では聴衆が寝てしまうからとのことでした。

与えられた役は特に演技を必要とする役ではなかったので助かりましたが、幼稚園・小学校を含めてこの60年、舞台に立った記憶がありませんので少し緊張しました。今回の寸劇は深夜に放送された米国のTVドラマ「24」を模して脚本が書かれましたが脚本担当者以外はこのドラマを見ていなかつたため出演者は当初、相当戸惑いがあったようです。

苦労されていたのは、見ていて面白い「ストーリー」面とシンポの発表としての「内容」面

との両立でした。当初の脚本は「ストーリー」面に重点が置かれていたため「内容」を盛りこむための追加・修正が必要となりました。また設定場面が多かったので会長自らパワーポイントを駆使して映像と音響の両面から雰囲気つくりをし、オート



バイや運転手の帽子等の小道具を自ら器用に作られたのには大変感心しました。ただ本番環境下でのリハーサルができなかつたためパワーポイントのバージョンの違いにより映像と音響がズれてしまい、意図通りの効果を發揮できなかつたのは残念でした。



映像と音響の操作をする吉田会長

他の青税さんの発表は全部を見るることはできませんでしたが、東京青税さんの真面目なパネルディスカッション形式から近畿青税さんの関西弁を駆使したコミカルな寸劇まで多彩な発表でした。私のようなレベルからみますと岐阜青税さんの発表がテンポが良くて内容が分かりやすく良かったのではないかと思いました。

シンポの発表前まで元気だった、アイドル役を演じた総務部長が帰りの電車の中ではさすがに疲れきっていたのが印象的でした。やはりこのシンポジウムは全青の一大イベントだなーと実感しました。またシンポの発表の活動を通して会員の皆様とより一層親しくなれ、知らなかつた才能、性格を垣間見ることができ大変有意義でした。あとは各青税さんのまとめられた成果物である冊子をじっくり読ませて頂き研鑽に励みたいと思っています。



名古屋青税

税理士の業務

「税務支援制度」と「新会社法と税理士業務への影響」の二班で

田口 裕恭

今年度の名古屋青税のテーマは、「税理士の業務」ということで、「税務支援制度」と「新会社法と税理士業務への影響」の二班に分かれて、劇形式でなく、めずらしくパワーポイントを使った発表形式で行いました。これまで厚生畠でやってきた自分にとって、制度部の一員として勉強に最初から関わるの



は、初めての経験でした。かなり最初は、及び腰だったので、皆さんの熱意に動かされ、何とか発表までこぎつけたような気がします。

今年度、支部にて相談所事務局長をやらせていただいている関係もあり、「税務支援制度」に多少の興味があったため、そちらのグループを選択しました。実際に勉強してみると、税務支援の歴史は、国や税務関連諸団体との抗争と協定の歴史であり、申告納税制度を支える税理士そのものの歴史である事が分かりました。「これからどうなっていくのだろう」「税理士としてどうあるべきか」といっ

た疑問に、ほんの少しぱヒントをいただけたような気がします。

また「新会社法と税理士業務への影響」のグループのほうも、新会社法という話題性の先行するテーマであり、はっきりした事がまだ見えてこない中で、苦労しながら直前まで推敲を重ねていたようです。おかげさまで、発表に対しては、税務支援について知らないことが多かったという感想や、概ね好意的な評価をいただいて、とりあえずほっとしました。同世代の人たちと、共通の目標をもって勉強する経験は、仕事を始めてからなかったので、苦労も多かったですですが楽しいものでした。

ところで、秋季シンポジウムが横浜ということで、なによりおいしい中華を食べにいこうと実はそちらの方が期待大でした。青税仲間と連れ立って、中華街を歩き、旅の風情に触れながら、お目当ての料理店につく。点心を中心に色々な料理を頼み、これから発表だというのに、すっかり前祝をしたような感じでした。おいしい料理があり、苦労を共にした仲間と囲むテーブルは、幸せ気分

を盛り上げてくれます。あいかわらず、ひとりで気分良くなり皆さんには多少引かれてしましましたが、とても楽しい時間でした。

発表後の懇親会に参加したのも初めてでしたので、多少緊張はしていたのですが、マツケンが踊る頃には、すっかり打ち解けていました。日頃話す機会がない先生方と話せたのも良い経験でした。帰りには、みんなで時間のない中、ラーメン博物館にも行き、とりあえず食べて帰



名したのでした。とにかく、食べたなあ。

そんなこんなで秋季シンポジウム横浜大会は、良い想い出として記憶に残る気がします。今はまだ、名青税シンポジウムのことで、それどころではありませんが。主催者である神奈川青税の皆さん素晴らしいシンポジウムの舞台をありがとうございました。そして、部会での検討、当日の発表とがんばってきた皆さん、一つの区切りでお疲れ様でした。



岐阜青税

税理士法の歴史

シナリオ完成までの苦難も
本番の成果で報われる

清水 靖



本番となりました。しかし、初めて発表をするメンバー3人の方が緊張していたかもしれません……。本番当日に照明等の一部の打ち合

今回の秋季シンポジウムは「税理士法」ということで、普段なかなか見ることの無い部分を勉強することとなり、資料をかき集める所からスタートしました。

税理士法のなかでも岐阜のサブテーマが「税理士法の歴史」ということで、税理士法が誕生した経緯や時代背景などから勉強を進めて行きました。参考資料を読み、原稿としてまとめたまでに約2ヶ月程を要しました。歴史ということで順を追って説明がつくように考え、何とか形になりほっとしたのもつか

の間、次は発表形式をどうするのかという問題になり、試行錯誤しました。

発表形式を寸劇という形に決定をしてからのシナリオを考えるのにもかなり時間を費やし、やっと完成したシナリオをもとに岐阜青税の研修会で発表の練習をしましたが、初めて発表を聞く人の立場から様々な意見をいただき、ようやくシナリオも完成し一息できました。

シナリオも完成して読み合わせの段階で急遽出席予定の1名の参加ができないこととなり、出演者の役柄を少なくして望むこととなり、また、衣装の打ち合わせもほどほどに当日を迎えることとなりました。

準備は本番当日までかかり、ようやく完了です。衣装の一部は当日決定しましたが……（笑）

私個人的には5年ほど前の秋季シンポジウムで発表をさせていただきましたが久しぶりということもあり少し緊張気味での

せをさせていただきましたが、実際に岐阜青税の発表が始まつたら照明が暗く予定とは違う形のスタートとなってしまいました。しかし、メインとなる日本の税理士が税理士法の説明をしていただく場面では照明も明るくなり、まあ良かったと思っていました。

原稿を暗記することができず、結局シナリオを持って読む形になりましたが、まずまずうまく行ったのではないかと思っています。

当日は体調が思わしくないメンバーもいましたが何とか発表ができたことは何よりだと思います。岐阜青税の発表がとても良いものになったのも、会長をはじめ担当者5名そしてやむを得ず出席の出来なかった1名の度重なる打ち合わせと、岐阜青税会員の貴重な意見をまとめた結果だと思います。貴重な体験をさせていただき本当にありがとうございました。



近畿青税

税務代理の本質



秋季シンポジウムに参加して

岡 本 爽

平成17年11月13日（日）に、新横浜プリンスホテルにて行われた秋季シンポジウムに参加した。

今回のメインテーマである「税理士法」の下に、各单位青税が発表を行った。納税者・税理士の権利義務に関するものをテーマにした発表（東京青税の「税理士の使命とあるべき姿」、埼玉青税の「税理士の権利と義務」、千葉青税の「補助税理士」、近畿青税の「税務代理の性質」）、税理士の業務をテーマにした発表（名古屋青税の「税理士の業務」）、税理士法の歴史をテーマにした発表（岐阜青税）が寸劇

形式、討論形式など、さまざまな形式でなされた。

納税者・税理士の権利義務に関するものをテーマにした発表では、納税者の法的権利の擁護が各単位会で共通して強く主張された。

税理士の業務をテーマにした発表では、税理士法第41条に規定されている、「帳簿作成の義務」に関する質問が会場の会員にされたが、意外にも、帳簿を作成している会員は少ないようであった。

税理士の業務をテーマにした発表の中では、会計参与制度に関する問題にも言及された。会

計参与については、その責任がしばしば問題視されるが、名古屋青税の発表の中で、「会計参与に就任した税理士等にとって必要なことは、責任を過度に意識することではなく、その法的リスクを最小限にする備えを万全にしながら職務を遂行することである」との主張がなされた。このような前向きな意見をこれまで聞いたことがなかったので、非常に印象に残った。

税理士制度は、戦前の増税傾向の最中に、納税者が退職税務官吏等の税務に詳しい人に相談をしたというように、納税者が公権力から自らの権利を保持するという社会の要請で自然発生したといわれている。このような要請から成立した税理士法を考えるとき、私たちは、今後の税理士法の改正にあっても、納税者の権利を擁護するための税理士制度の確立ということを念頭におかなければならぬであろう。

今回、シンポジウムに参加することにより、さまざまなことを考えさせられた。次回も是非、参加しようと思う。



秋季シンポジウム in 横浜



東京青税の皆さん



埼玉青税の皆さん



名古屋青税の皆さん



千葉青税の皆さん

神奈川青税

[シンポジウム主催単位会]

主催単位会の一員として
シンポジウムに参加して

大沢 優子



懇親会司会の筆者

平成17年11月13日、私にとつて初めての秋季シンポジウムが開催されました。場所は新横浜プリンスホテル、そうわが神奈川青税の主催でありました。

初めてのうえ、発表もなく、

正直言ってなんとなく人ごとのような感じでした。あの日までは。

11月12日、本番の前日、午後1時過ぎから神奈川青税事務局に集まり、リハーサルを行いま

した。すこし遅れて参加した私は、第一部の司会打合せを聞きながら、大変そうだなあと思い、同時に懇親会の司会をする事に少し不安を覚えていました。

さて、第一部の大体の打合せが終ったところで、いよいよ第二部(懇親会)の打合せです。司会の打合せは?最初と最後の言葉以外はアドリブ!台本なんてありません。まあ、当然といえば当然ですが、本当に出来るのかなあとますます心配になりました。まあ、ベテランの小林さんと一緒になら、なんとかなるでしょうと思いながら。

今回の懇親会では、目玉は二つです。クイズ100人に聞きましたと、松ケンサンバです!し

懇親会アルバム

'05年11月13日
新横浜プリンスホテル

懇親会司会のお二人



岐阜青税の皆さん



地元の神奈川青税の皆さん



近畿青税の皆さんと次回全国大会（奈良大会）への参加を呼びかける南谷奈良大会実行委員長



次回シンポジウム担当会・千葉青税からのアピール

松ケンこと
城田実行委員長の閉宴挨拶

かし、松ケンサンバは、城田実行委員長と高垣さん・清水さんの3人で事前打ち合わせを行つていて下さったので、私たちの出る幕はないと思っていた。ところがどっこい！この日の城田実行委員長の一言。「なんか、三人じゃ寂しいんだよね。」そして運悪く目の前に座っていた私の目をまっすぐ見て、「やりたいでしょ？」ここまで言われたらやるしかない！そして、結局このリハーサルに参加したほとんどが腰元ダンサーズをやる結果となりました（笑）それからは、みんなでひたすら踊りまくりました。何度も何度もDVDを見て、お互に確認しながら今までにない一

体感を感じました。

さていよいよ当日。最初は受付の準備や設定の打合せでそれぞれ忙しくしていましたが、発表が始まると、懇親会の会場でみんな合間をぬって松ケンサンバを練習していました。あんなにいやがっていた大沼代表も、なんと昨日帰ってから、旦那様と練習されたとのこと！当日だけ参加した人達もみんな練習してくれました。本当にみんな憑かれたように踊りまくっていました！！

そして本番。皆さんを見つめる中、本当に楽しく踊ることが出来ました。なんといっても城田実行委員長の完璧な踊り。そして高垣さん・清水さんの色っ

ぽい姿。加えてその他大勢の私たち。皆さんに喜んで頂けて嬉しいと同時に、私たち自身、とても楽しい思いをさせていただきました。

秋季シンポジウムの本来の目的ではないと思いますが、この踊りを通じて、私たち神奈川青税は強い絆を築いたのではないかと思います。もちろんごく一部のメンバーではありますが、この思いが来年以降の秋季シンポジウムにつながるのではないかと期待しています。

最後に、秋季シンポジウムにお越し下さった皆様、本当にありがとうございました。

韓国税務士考試会の総会に招待されて

11月24日各空港から石井会長、高垣総務部長、川崎法対策部長、南谷奈良大会実行委員長、中西前会長と私は韓国税務士考試会定期総会出席のためソウルに出発しました。金浦空港に到着し両替時に驚いたのは、円からウォンへの交換レートが前年の同時期に比べてウォンが約15%も上昇していた事です。まるで両国の税務行政を反映しているかのようでした。

翌25日朝、ホテルロビーにて毎度多大なるお世話を掛けている韓国税務士考試会李信愛先生の元に全員集合しました。石井さんは令夫人とご子息、川崎さんは令夫人のご同伴（勿論家族の旅費は個人負担です。）です。家族を大切にするお二方にハートマークの後光が見えました。

その後、李信愛先生のご案内によりソウル市内で「焼きふぐ料理」をいただく機会に恵まれました。今回の訪韓一行では皆

たぶん生まれて初めての料理です。今回の税務士考試会定期総会は広州（人口約130万）で開催されるため、ソウルから国内線での移動が必要となります。このためお店からタクシーでリムジンバスに乗り換えるためロッテホテルへ戻りましたが、ここでトラブル発生です。タクシーが高垣さんの荷物をトランクに積んだまま行ってしまったのです。スーツ姿で皮靴の李信愛先生が百数十メートルに亘り追いかけられましたが、結果は明らかでした。李信愛先生は途方に暮れる高垣さんを見て、税務士考試会朴会長から「朴会長が毎週税務相談で出演しているラジオ局」へこの件についての放送をしてほしい旨をお願いしてくれました。このお陰で荷物は夕方には無事ホテル迄戻りました。（不謹慎ですがドラマのようでした）なお、この放送で李信愛先生の携帯電話の番号を伝えたため、翌日まで各方面か

ら連絡が入っていたとの事でした。

ジェット戦闘機の轟音が響く広州空港では広州税務士考試会の方々が、特大の横断幕で出迎えて下さり、皆さんの自家用車で総会会場の広州市「無等山觀光ホテル」に夕方到着しました。ツインルームのシングルユースという待遇でありがたい次第でした。

第35回定期総会では来賓に、国会議員、広州地方国税局長、税務署長、大学教授、税務士会の会長（国会の関係で欠席）、地方税務士会の会長が招待されました。今回のテーマは「変化・発展・先進する税務士会」との事です。石井会長は、日本の税務行政の遅れを「年貢米の上納」に例えて説明し、両国の税務行政が納税者にとって良いものとなるよう、考試会と青税とは情報を共有して相互に研鑽し合えるように努力していく旨挨拶に立ちました。



総会で挨拶する石井会長



参加者



左から朴考試会会長、石井会長、鄭前税務士会会長



懇親会で日韓交流

考試会総会では、議案については幹事会で承認されているのであまり質問ではなく、表彰等のセレモニーが重視されます。考試会の年会費は、一律ではなく会長は40万円、理事は1万2千円、一般会員は7千円で納付率は93%、不足分は役員が拠出するとの事です。広報は通常の新聞サイズ16面で3ヶ月に一度発行されます。

乾杯の後は一気呑みが怖いお酌ラッシュとカラオケ＆ダンスで汗をかきました。考試会は健康的で、カラオケ＝スポーツと捉えているかのように皆さん元気でとても楽しかったです。

二次会には広州のメインストリートにあるカラオケルームに連れて行っていただきました。帰りに気が付いたのですが、この店は驚いた事に4階吹き抜けのディスコテックでお立ち台の女の子が米粒のようにしか見えないほどの広さで、何と！雪が降ると屋根が開くそうです。さて、有名な「バクダン酒」に備えかなりの準備をしていた石井さんが、まだ余裕である発言をしたところ。ホテルに戻り朴会長のお部屋で飲み直しの場を設定していただく事になり、そこで石井会長は発言責任をとって

先陣に立って、KOとなりました。

11月26日午前中は勉強会です。メインテーマとして考試会からは「韓国における納税者権利救済制度」、青税は「出廷陳述権」をそれぞれ発表し、その後で質問をする方法で行いました。今回はオブザーバーとして考試会会員から数名同席されました。この資料はメーリングリストにアップしておりますので、是非ご覧下さい。なお、組織活動の一環として訪問の直前に、考試会が中国の「主柵公認税務士会」と交流があるとの情報を得たことと、高垣さんが東京地方税理士会が台湾の「記帳士会」を訪ねたときのメンバーに入っていたことから、急遽両方の概要に関する報告を入れていただきました。このためメインテーマの時間が不足した事を

反省しております。午後は考試会単位会毎のサッカーチームによる試合観戦をしました。コーナーキックからのヘディングシュート等さすがにサッカーの先進国を思わせるプレーの続出に時間はアツという間に過ぎて、後ろ髪を引かれる思いで広州を発ちソウルへ向かいました。

紙面の都合上書ききれないことは沢山あります。会員各位には理事会後の懇親会で幾らでも話しますので、地元開催の折りには是非ご出席をお待ちしております。

結びに、韓国税務士考試会の朴会長、風邪をひいていたにも係わらず27日迄ご同行いただいた李先生並びに考試会会員の方々へ御礼申し上げ、韓日の交流が永遠であることを願って、考試会訪問報告といたします。



「資格取得制度」などについて意見提言、 「役員報酬の損金算入制限規程創設」 について反対意見書を緊急提出



法対策部長
川崎 賢二

昨年8月の定時総会にて法対策部長を仰せつかりまして、早半年がすぎました。ある方から、「法対策部長として板についてきたね」と励ましのお言葉を頂きましたが、実際のところはと申しますと、理事会の最中は、冷や冷やドキドキの連続であります。

幸いにも皆様方からのご協力とご支援によりまして、現在に至っております。この場をもちまして厚く御礼申し上げます。

さて、本稿におきましては、これまでの法対策部における主な取り組みにつきまして、簡単ではございますが途中経過をご報告致します。

○資格取得制度改革 について

税理士法対策委員会の所掌ということで坂田覚委員長（東京青税）を中心に理事会にて議論を致しました。

昨今では、高谷会長の時に税理士法3条1項4号問題に取り組み、中西会長の時には税理士法6条にある税理士試験制度に取り組んできました。

石井会長曰く本年度はこれらの取り組みの総まとめ的なものとしたい、との位置づけで取り組んで参りました。

税理士制度の創設から50年以

上経った今、創設当時の社会情勢とは全く異なった状況下にあることを考えても、資格取得制度を改革する必要がある、という議論からスタートし、意見提言を致しました。

実際に各単位青税の方々から宿題という形で意見集約をしていく過程で直面した問題は、各々の単位青税で資格取得制度問題については温度差があるということでした。

青税会員にも公認会計士や試験免除者等がいます。試験合格以外の青税会員が増加している単位会もあるとお聞きしております。

そのような方々が主張する夫々の資格取得制度の必要性につきましても一理あります。

全国青税の意見として議論の落とし所をどこにするかを探るにあたり、上述のことも考慮した結果、最終的には試験合格一本化であるが、いきなりそのような制度が無理であるということならば、どのようなルートで資格取得をするにしても税理士試験を受験し、科目合格をしなければならないような資格取得制度を構築する必要がある、ということでランディングした。

完成した提言書では、もう少し試験合格一本化という主張が色濃いものとなりましたが、資

格取得制度の問題を議論するにあたりましては、全青税として意見集約していくことの難しさを痛感致しました。

○納税者権利憲章 について

石井会長から、納税者権利憲章について検討したいという強い指示のもと、納税者権利憲章検討委員会にて松嶋康尚委員長（東京青税）を中心に議論を致しました。

納税者権利憲章を制定する場合にモデルとなるようなものを作りたいという石井会長の要望もあり、完成した要望書はボリュームのあるものとなりました。

その内容につきましては、納税者の権利擁護をベースとして、以前取り組みました国税通則法改正の意見書を参考にしたものとなっており、これまでの全青税の流れを汲んだものであります。

この論点では、どうしても税理士法1条にある「独立した公正な立場」という文言の解釈問題を避けられません。

要望書では、「独立した公正な立場」の法的意味について、課税庁側とは距離を置いた納税者の代理人としての税理士という立場で解釈されるべきであり、税理士は税務行政の補助機関で

ないのは勿論、納税者の代理人といつても、納税者の要望に服従するものでもない、となっています。

税理士法1条の解釈問題は、全青税にとって永遠の論点となりますが、今後とも継続的な取り組みに期待します。

○税務支援対策について

税務支援対策委員会の武田信央委員長（近畿青税）を中心に本年度特に注目されている税務支援についての意見提言を致しました。

日税連がとりまとめた「新時代における税務支援のあり方」を具体化するための規則等について、今後の税務支援事業が納税者及び税理士にとってより有益な施策となるようにという点から意見書を作成致しました。

近畿青税では以前から取り組んでいたこともあり、審議はスムーズに進行しました。

石井会長とともに大阪で勉強会に参加した際には近畿青税の皆様に大変お世話になりました。その際に従事税理士の職責の問題等現行制度における税務支援事業が抱えている課題を改めて認識することができました（詳しくは意見書をご覧下さい）。

税務支援制度は税理士制度の維持・発展及び納税者の利便性を目的として税務援助事業と税務指導事業の2つの事業を基軸として制定されましたが、これらの事業は税理士業務の無償独占の維持のみならず、税務に関する唯一の専門家としてその職責を果たすものであり、ひいては納税者の納税義務の適正な実現を通してその権利を獲るものであります。

今後とも税務支援のあり方については税理士会会則等によりその指針が明確化するよう希望します。

○新会社法について

本年施行予定の新会社法につき政省令が昨秋公表され、早速小林正俊商法等対策委員長（名古屋青税）を中心に意見書をパブリックコメントという形で提出しました。期間的なこともあります小林委員長には大変な作業をお願いすることとなりました。

今後は、会計参与制度の問題や中小会社会計指針との絡みとなる問題と新会社法制についての取り組むべき課題はまだまだあります。

これらの課題は、最終的には日本の中小企業の会計をもっとしっかりとしたものにしたいという政府レベルでの施策の一環であると考えられます。

これに対して多くの中小企業を関与している税理士が積極的に関わる必要があります。

税理士がどのように関わるべきなのかということを中心に、任期内にできる限りの行動をしていきたいと考えております。

○いわゆる オーナー課税について

昨年12月15日に公表された自民党税制改正大綱に盛り込まれた役員報酬の損金算入制限規定（以下「オーナー課税」とします）について、事前に情報を入手し、理事会にて緊急決議をし、公表前に衆参の財務金融委員会所属の国會議員を中心に反対の意見書を提出しました。

オーナー課税は法理論的にもその趣旨を無視した制度であり

ます。

給与所得控除を法人の課税所得と一体化して法人税を課すということは、給与所得者個人における必要経費を認めないことになり、担税力を無視した課税をすることになります。

このような不合理な課税制度が導入されることで、税負担が増えることは疑問であります。

このオーナー課税制度ですが、実は、税理士だけでなく課税対象となる法人の事業主にもまだまだ知られておりません。知らず知らずのうちに閣議決定され法案化し、国会審議されていきます。

全青税として、オーナー課税制度自体に反対するのはもちろんですが、このような話があるということを納税者に知らせる行動も必要であると考えております。

以上、法対策部のこれまでの取り組みにつきまして簡単に述べました。

この他にもADRや税制改正への取り組みについての報告はまた別の機会にさせて頂きたいと存じます。

皆様のご協力あっての会務運営です。私自身、まだ浅学でございますので、お気づきの点がございましたら、法対策部に皆様のご意見をお聞かせ下さい。

最後になりましたが、残りの任期を無事に全うできますよう、皆様の引き続きのご支援の程宜しくお願い申し上げます。

本の紹介

北野弘久日大名誉教授著

「税法問題事例研究」

静岡大学教授 小池幸造

(元全国青年税理士連盟会長)

まず驚くことは、本書の圧倒的ボリュームである。横書8ポイントで、778頁にもおよんでいる。通常なら1千頁にもなる。これだけでも本書における教授の気迫が窺える。

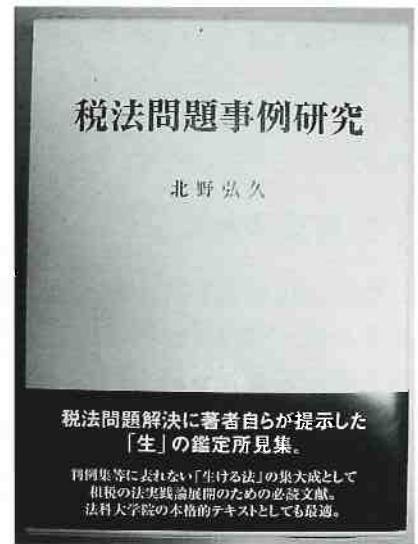
周知のとおり、教授は憲法論の視点から体系的に税法学理論を展開し、その姿勢は一貫して納税者の権利擁護を基本としている。本書は、ここ十数年間の教授の法実践活動の成果を取りまとめたもので、掲載された事例は広範囲に及ぶ。

本書は、12部から構成され、第1部は基礎理論、第2部（個人所得課税）から第7部（消費課税）までが個別税法に関する合計46事例を取りあげ、第8部（租税手続）、第9部（租税犯）、第10部（税理士制度）、第11部（税財政等）、そして最後の第12部では「納税者の権利のたたか

いの実践例とその背景」として、教授が関与した事例のうち納税者側勝利の11事例が掲載されている。まさに、教授の法実践的活動の「総集編」といってよい。

税理士制度は、その歴史的経緯から、税務行政の補助機関としての役割をもって生まれてきたことは否定できない事実である。しかし、教授は、法認識論と法実践論を明確に分け、税理士制度を納税者の権利擁護を実践する専門家として位置づけ、「税法分野における弁護士」として期待している。本書は、その意味で税法問題事例研究を通じた税理士に対するメッセージ集といえる。

これまで教授の「税法学原論」をお読みの諸兄は、本書と平行されて研究すると難解な「税法学原論」の理解に役立つ。また「税法学原論」をお読みでない



諸兄は、本書を読むことにより、法実践論としてのバックボーンが養われ、納税者の権利利益擁護のための実践活動を行うことに対する勇気が湧いてくる。是非、本書をご一読いただきたい。(定価9,200円+消費税)

*本書を購入希望される場合は、直接出版社（勁草書房編集部 担当 古田様宛）にFAX（03-3814-6968）で。2割引で送付（着払い）してもらえる。

あとがき

今号は昨年11月に開催された秋季シンポジウム横浜大会を特集しています。統一テーマは「税理士法」でしたが、これは現石井執行部が法対策部を中心に、一番に取り組んでいる課題もあります。当日は、東京青税のTVタックルを真似た発表形式から始まり、いつもながらの各単位会の趣向を凝らした様々な発表は、研究・練習の成果が感じられてとて

も素晴らしいです。さらに、懇親会での城田実行委員長を中心とした神奈川青税の皆さんとのハッスルぶりには、参加者全員おおいに盛り上りました。

ところで、毎年のことではありますが、確定申告前のこの時期は、新聞・テレビなどで税理士の脱税闇事件等の報道が多く見られます。（この時期にそういう情報を意図的にマスコミに漏らしているであろうことにも、おおいに問題があると思いますが……）

また、今年はライブドアに関連する一連の報道の中で、税理士という

名称が数多くメディアに露出しました。しかしその中で、税理士という職業が本来どういう仕事であり、税理士本来の指名とあるべき姿について語られるようなことは、残念ながらありませんでした。我々が、税理士という職業について国民に少しでも理解してもらうための努力が必要であると考えさせられました。

さて、次回のシンポジウムは消費税を中心に発表されます。青税の中でも常に議論される問題であり、各単位会の発表が今から楽しみです。 (M. I)